

当報告の内容は、それぞれの著者の著作物です。

Copyrighted materials of the authors.

タイトル：「移民／難民のシティズンシップ—国家からの包摂と排除をめぐる制度と実践—」
(平成 23 年度第 3 回研究会)

日時：平成 24 年 2 月 5 日（日曜日）午後 1 時より午後 6 時半

場所：AA 研マルチメディア会議室(304)

報告者名（所属）：**報告 1** 堀抜功二（AA 研共同研究員，日本エネルギー経済研究所）

「湾岸アラブ諸国における国民と移民：「国民マイノリティ国家」をめぐる一試論」

本報告は、人口構成比上、国籍をもった自国民がマイノリティであるという湾岸アラブ諸国の事例に基づくもので、こうした状況を「国民マイノリティ国家」と定義し、それらの国内での国民と「移民」の関係について、法制度と社会的状況に基づき考察を加えた。湾岸アラブ諸国では、国家建設期から継続的に外国人労働者を導入してきた。その結果、人口規模が拡大する一方で、自国民の比率が低下し、UAE、カタル、クウェートなどでは全人口に占める国民の割合が三分の一を下回る状況となっている。外国人労働者は、出入国管理とスポンサー制度により直接・間接に管理されており、短期・有期滞在を前提とした制度のもとで、定住が阻止される。他方で外国人労働者の側も、出稼ぎによる経済的収入の獲得という目的達成のために、受け入れ国に諸権利を期待しないのが一般的である。こうした制度と慣習のもと、湾岸アラブ諸国の住民は、国民（国籍保持者）、ビドゥーン（無国籍者）、「移民」（外国籍居住者または外国人）の三つに分類することができる。国民は、父系血統主義により国籍を継承し、国王から「恩賜」される権利と資源を享受する。「移民」は、多様な国の出身者で構成され、参政権や団結権は認められないが、ガソリンや食料を補助金価格で購入できるため、一定程度の社会保障は国民と同等に享受することができる。ビドゥーンは、両者の間に位置づけられる存在で、建国時点で法的身分証明書をもたなかった周辺諸国の出身者として存在している。こうした身分の違いを決定づけるのは、国籍の有無であり、湾岸アラブ諸国では支配／非支配の関係が、国籍の有無を絶対的な基準として決められているといえる。それでは、これら「国民マイノリティ国家」は、グローバルな現代のヒューマン・フローの中でどのように位置づけることができるのか。OECD 諸国と比較すると、人の移動の傾向が、定住（ストック）から一定の流動性を伴うフローへと推移している傾向には類似性が伺われるが、外国人人口の割合は、最多のルクセンブルクと比較しても、湾岸アラブ諸国が大幅に上回っていることが分かる。また EU 諸国等の先進移民受入れ国と比較すると、移民のシティズンシップのあり方に大きな違いがあることが分かる。湾岸アラブ諸国は、地域的に固有な諸条件のなかで、グローバル化に対応しながら国民・「移民」のあり方を進化させてきた一例と考えられ、厳格な「移民」管理制度が国民のマイノリティとしての地位を支えるシステムとして機能しているといえる。

質疑では、移民の教育、保険、納税、最低賃金保障などの状況について多くの質問が出た。また「国民マイノリティ国家」のこうした特殊な制度を裏付けている、法体系を把握することの重要性が指摘された。これらの国々での移民のシティズンシップがどう保障されているかについては、権利（市民権）として認められなくても、労働環境として事実上保障されているの

であれば、問題が生じにくいだらうとの指摘がなされた。

報告 2 柳井健一 (AA 研共同研究員, 関西学院大学)

「憲法が外国人の人権を保障することは如何にして可能か？」

本報告では、外国人の人権保障に関して、在留法制の射程内で捉えるか、政治共同体を構成する住民への基本的な人権の問題として捉えるか、という憲法学上の課題をとりあげ、日本とイギリスにおける2つの判例と関連学説にもとづき考察を加えた。日本の判例であるマクリーン事件(1978年最高裁大法廷判決)とは、ベトナム反戦運動に関わった原告が、無届の勤務先変更を理由に、在留許可の更新拒否処分を受けたことに対して、処分の無効を申し立てたものである。最高裁は「憲法第3章の諸規定による基本的な人権の保障は(中略)外国人に対しても等しく及ぶ」との判断を示したものの、外国人の在留の可否は国際慣習法上、当該国家が自由に決定することができ、「外国人に対する憲法の基本的な人権の保障は、(中略)外国人在留制度のわく内で与えられているにすぎない」と示した。また安念潤司は学説で「在留資格の制度自体が、外国人の人権を根本的に制約するものとなっている」と問題点を指摘しながら、その上で外国人の人権を論じること自体の有効性を疑問視し、判決を実質的に追認した。これに対してイギリスのA判決(2004年貴族院判決)は、2001年の「9.11」事件を受けて制定された反テロ・犯罪・安全保障法(2001年法)によって無期限拘禁された9名の外国籍のテロリスト被疑者が、処分に不服として提起した訴訟である。主な論点は、被疑者らが受けた処分が、ECHR(ヨーロッパ人権条約)第15条に照らして、緊急事態の存否、手段の均衡性、差別の有無の点で違反ではないかという点にあった。判決では、9人中8人の裁判官が緊急事態の存在を認めた上で、テロの脅威が外国籍者と英国籍者双方からもたらされるのに、前者のみを無期限勾留とすることは均衡性を逸した国籍差別だとの判断が示された。また判決では、本件の措置を許可した2001年法第23条は合理性を欠き、ECHR第14条に違反すると宣言した。だがこの判決に対し、オックスフォード大学名誉教授のJohn Finnisは、外国人を追放することは「公共善の一要素である」として反駁した。「公共善にとってのリスクは、それが国民の潜在的行為によってもたらされる場合には受忍されなければならないが、それが外国人による場合には受忍される必要はなく、それゆえ追放や国外退去によって事前に除去されてもよい」からである。これは国家の構成員と非構成員とを明確に区分することで、後者の人権保障の劣後性を論証しようとする立場といえる。こうした日英の判決・学説の比較からは、以下の様な点が指摘できる。まず、マクリーン判決が外国人の人権問題を在留法制の枠内に位置づけたのに対して、A判決ではこれらを切り離して捉えた。その理由としては、A判決の場合は拘禁により退去強制の可能性が欠如したことや、参照された権利保障規定が、概してnationality-blindな国際人権条約であったことなどが挙げられる。結果としてA判決では、外国人の権利規定について、憲法原理にさらに踏み込んだ解釈を示した。両判決でともに争点となったのは、コミュニティの非メンバーが惹起した不利益をメンバーは甘受すべきかという問題だが、Finnisの立論もマクリーン判決も、メンバー性の重視という立場では、国が保護すべき人権とは国民の権利であるとの立場に近いといえる。

質疑では、これらの判決が、居ること自体の権利性を否定しているという問題点の指摘や、日本・仏・独などの収容・対テロ法制との比較、国内裁判所と欧州人権裁判所、欧州基本憲章など国内法と国際法の関係などに議論が及び、人権保障の制度的枠組み自体が重層化してきていることが確認された。